

# 米露軍備管理

## ～新STARTの「暫定性」とその課題～

日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター

とさき ひろふみ  
戸崎 洋史

### はじめに

米露間の戦略核軍備管理は、第一次戦略兵器削減条約（START I、1991年7月31日署名、1994年12月5日発効）と戦略攻撃能力削減条約（SORT、2002年5月24日署名、2003年6月1日発効）の並存する状態が続いてきた。両国の配備戦略核運搬手段を1,600基・機、配備戦略核弾頭を6,000発の規模とするSTART Iは、それらの構成や構造にも制限を課し、さらに現地査察を含む詳細かつ侵入度の高い検証措置を規定した。これに対してSORTは、戦略核戦力の構成・構造に対する規制も検証措置も規定されず、条約が失効する2012年末までに（実戦）配備戦略核弾頭数を1,700～2,200発の規模にするとの義務を両国に課すだけの、わずか5箇条しかない簡素な条約であった。

そのSTART Iが2009年12月5日に失効するのを前に、米露両大統領は同年4月1日、START Iの後継条約に関する二国間交渉の開始に合意し、オバマ（Barak. H. Obama）大統領は「核兵器のない世界」の追求を謳った4月5日の「プラハ演説」で、「法的拘束力があり、かつ十分に大胆な新しい合意を目指す」<sup>1</sup>との決意を表明した。START I失効前の成立は実現しなかったが、交渉開始から1年後の2010年4月8日、米露両大統領はプラハで「戦略攻撃兵器の一層の削減および制限のための措置に関する米国およびロシアの間の条約」（新START）に署名した。条約は前文および16箇条からなる本体と165ページに及ぶ議定書で構成され、さらに3本の付属書が取り交わされた。なお、SORTは新STARTの発効と同時に失効する。

ピーク時には合わせて6万発を超える核兵器を保有して対峙した両国は、削減を進めてきたとはいえ、現在も米国が9,400発、ロシアが12,000発を保持しており、これは世界に存在する核兵器の90%以上を占める<sup>2</sup>。その米露による新たな核軍備

---

<sup>1</sup> “Remarks by President Barack Obama,” Prague, Czech Republic, April 5, 2010 <[http://www.whitehouse.gov/the\\_press\\_office/Remarks-By-President-Barack-Obama-In-Prague-As-Delivered/](http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Remarks-By-President-Barack-Obama-In-Prague-As-Delivered/)>.

<sup>2</sup> なお米国は、退役し廃棄を待つものを除く2009年9月末時点の核弾頭数を5,113発と公表した（Department of Defense, “Increasing Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile,” Fact Sheet, May 3, 2010 <<http://www.defense.gov/news/d20100503stockpile.pdf>>）。ロシアについては、約4600発の核弾頭を運用していると見られる（Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, “Russian Nuclear Forces, 2010,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, January/February 2010, p. 76）。

管理条約の締結が、「核兵器のない世界」に向けたステップの一つであることに異論はない。しかしながら、米露両大統領が述べた程には、新STARTの成立が「歴史的」<sup>3</sup>であったとは言い難いようにも思われる。

本稿では、新START成立の背景、ならびにその策定に対する米露の関心を概観するとともに、戦略攻撃兵器の「削減」に関する基本的義務、ミサイル防衛問題、および検証措置に焦点を当てつつ条約を分析したうえで、新START成立後の米露軍備管理および国際秩序維持の課題について考察することとしたい。

## 1. 新STARTの背景と米露の関心

冷戦期の米ソ軍備管理の主たる目的は、両国が勢力圏やイデオロギーを巡って激しく敵対する中で、相互確証破壊（MAD）状況の「制度化」を通じて、二国間の戦略的安定（strategic stability）——「危機における安定」および「軍備競争にかかる安定」からなり、「戦略戦争（産業、国民、あるいは戦略戦力に対する攻撃を含む）を戦う公算が低い状態」<sup>4</sup>と定義される——を維持し、二極構造の安定化をもたらすことであった。それは、国際秩序を支える中心的な役割を担うものでもあった。

その二国間軍備管理は冷戦後、米露間に武力衝突、さらには核戦争が生起する可能性が低下していく中で、目的や性格を変容させていった。米国は、米露間のパワーの較差が拡大し、ロシアの戦略核戦力を「武装解除」し得るか否かはおくとしても<sup>5</sup>、これを容易に凌駕できるという現実もあり、伝統的な軍備管理の下で核戦力やミサイル防衛といった戦略戦力や戦略態勢の詳細に関してロシアとの相互拘束を受け入れるという誘因は強くはなかった。加えて、米国は米露軍備管理を、その安全保障政策や、自由・民主主義、法の支配、市場経済の拡大、あるいは人権の尊重など米国の信奉する「普遍的な価値」を柱に据えた秩序構想を時に阻害するものとすら見なした。米国は、ロシアとの戦略戦力や抑止力の均衡自体に安全保障上および秩序管理上の意義を見出していたわけではなかったのである。しかしながら米国は、米露軍備管理を、特にユーラシア大陸の様々な安全保障問題、大量破壊兵器（WMD）拡散問題、エネルギー問題など、米国が重視する様々な問題で依然として一定の影響力を持つロシアとの関係を「管理」し、米国が主導する国際秩序維持を間接的に支えるための手段と位置付けていった。これに対して、超大国の座を降

<sup>3</sup> “Remarks by President Obama and President Medvedev of Russia at New START Treaty Signing Ceremony and Press Conference,” Prague, Czech Republic, April 8, 2010 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-obama-and-president-medvedev-russia-new-start-treaty-signing-cere>>.

<sup>4</sup> Paul Stockton, “Strategic Stability between the Super-Powers,” *Adelphi Paper*, no.213 (London: International Institute for Strategic Studies, 1986), p.3.

<sup>5</sup> 米国の先制核攻撃によってロシアの対米報復能力は壊滅すると論じたものとして、Keir A. Lieber and Daryl G. Press, “The End of MAD? The Nuclear Dimension of U.S. Primacy,” *International Security*, vol.30, no.4 (Spring 2006), pp.7-44. この分析に対する批判が、“Nuclear Exchange: Does Washington Really Have (or Want) Nuclear Primacy?” *Foreign Affairs*, vol.85, no.5 (September/October 2006), pp.149-157にまとめられている。

り、軍事的、政治的、さらには経済的にも弱体化を免れなかったロシアは、米国と並ぶ「大国」としての地位を誇示し得る数少ない方途である戦略核戦力の数的均衡を維持し、また米国に対する「異議申し立て」の手段となり得る対米報復能力の低下を抑制するものとして、米露軍備管理を捉えていった<sup>6</sup>。米露軍備管理が国際秩序に持つ含意は、多分に間接的なものへと変容していったが、こうした構図は新STARTでも概ね変わることはなかった。

発足から間もないオバマ政権が、陣容も政策も構築途上だったにもかかわらず新STARTの早期成立を目指した要因には、二つの点が考えられる。一つは、新しい米露軍備管理条約の締結を、ブッシュ（George W. Bush）前政権終盤に悪化した米露関係の「リセット」の象徴とし、米国主導の秩序管理に対するロシアの協力を得ることであった。そうしたオバマ政権の関心は、条約に盛り込まれる要素を示す「START後継条約に関する共同理解」が合意された2009年7月の米露首脳会談で、あわせて幅広い問題が議論され、アフガニスタンへの米軍の物資輸送にあたりロシア領内の通過を認める「アフガニスタンに関する共同声明」、あるいは核不拡散および核テロ防止について両国が協力する施策を数多く示した「核協力に関する共同声明」などが発出されたこと、また「二国間大統領委員会」（Bilateral Presidential Commission）の設立が合意され、その下に原子力・核セキュリティ、軍備管理・国際安全保障、外交政策・対テロ、薬物取引、ビジネス・経済関係、エネルギー・環境、農業、科学技術、宇宙協力、緊急事態防止・対処、市民社会、教育・文化交流といった問題で作業部会が設置されたことにも現れていた。新STARTの署名後、クリントン（Hillary Rodham Clinton）国務長官が、新STARTの批准は、米露関係のリセットと、イラン核計画への対応、アフガニスタンに関する協力、貿易・投資の追求など、幅広い米露協力に向けた進展の継続に重要であると発言したことも<sup>7</sup>、そのことを裏付けている。

もう一つは、「核兵器のない世界」に向けた米国のコミットメントの具現化により、核不拡散体制の強化に対する国際社会の支持を得ることであった。「プラハ演説」の根幹は、核兵器の拡散および核テロに対する米国の強い脅威認識と、それらの防止の緊急性を国際社会に訴えることにあったが、同じく核拡散防止を最優先課題の一つに据えたブッシュ政権が核軍備管理・軍縮を軽視したのに対して、オバマ政権は核不拡散体制の三本柱（核不拡散、核軍縮、原子力平和利用）を重視し、米国も核軍縮義務を誠実に履行するとの姿勢を強調することで、国際社会の支持を得ようとした。しかも、2010年4月にはオバマ大統領自身が提唱した核セキュリティ・サミットの、翌5月には核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議の開催を控えていた。特に後者に関しては、2005年再検討会議の失敗、さらには核拡散問題の緊

<sup>6</sup> 米露核軍備管理の目的や性格の変質に関しては、拙稿「米露軍備管理——単極構造下での変質と国際秩序」『国際安全保障』第35巻第4号（2008年3月）17-34頁を参照。

<sup>7</sup> Hillary Rodham Clinton, Secretary of States, “Congressional Testimony on the New START Treaty,” Senate Foreign Relations Committee, May 18, 2010.

迫化など、核不拡散体制の将来における2010年再検討会議の重要性が増す中で、米露間の「新しい」核軍備管理条約の成立は、会議までの限られた時間の中でオバマ政権が取り得る、数少ないインパクトのある施策であった。

戦略核軍備管理条約の策定に対するオバマ政権のこうした積極的な姿勢は、ロシアにとっては、ミサイル防衛に厳格な制限を課していた弾道弾迎撃ミサイル（A B M）制限条約の終了と、戦略核戦力に関して高い柔軟性を容認するS O R Tの成立という、ブッシュ政権下でなされた米露軍備管理——ロシアでは、米国がロシアとの相互抑止関係を否定し、「卓越」を確立する試みだとも受け止められた<sup>8</sup>——を「修正」する絶好の機会であった。

ロシアの配備戦略核弾頭数は、戦略核運搬手段の老朽化や開発・生産の遅れなどから、その戦略核戦力の中心である個別誘導多弾頭（M I R V）化大陸間弾道ミサイル（I C B M）が維持されても1,500発程度にまで縮減すると見られてきた。そのロシアにとって、戦略核戦力に関する米国との数的均衡を維持するほぼ唯一の方法は、自国が維持できる規模への削減を米露軍備管理の下で共通の義務として米国に課すことである。ただ、S O R Tはすでに（実戦）配備戦略核弾頭数を1,700～2,200発と定めており、ロシアが欲する「1,500発」と大差はなかった。オバマ政権が発足当初に描いた戦略核兵器の削減規模は明らかではないが、政権外からは（戦略）核弾頭を1,000発に削減すべきとの提案が<sup>9</sup>、また交渉開始前には米政府関係者からも「1,000発となっても驚きではない」<sup>10</sup>といった発言も見られた。これに対してロシアは、自国が維持できる規模、すなわち1,500発以下への戦略核弾頭数の削減には消極的だった。そこには、戦略核弾頭数のさらなる削減によって、米国以外の核兵器保有国との核兵器保有数の差が縮まれば、米国と並ぶ「大国」としての地位を逆に脅かされかねないとの考えもあったのだろう。

ロシアが新S T A R T交渉でむしろ重視したのは、戦略運搬手段の削減であった。ロシアの戦略運搬手段数は米国のそれを大きく下回っており、その数的均衡を図るとともに、米国が非配備の戦略運搬手段に核弾頭を再搭載して配備戦略核弾頭数でもロシアを凌駕するのを防止したいと考えたのである<sup>11</sup>。さらにロシアには、I C B Mおよび潜水艦発射弾道ミサイル（S L B M）に通常弾頭を搭載するという米国の即時グローバル打撃（P G S）計画を抑制する狙いもあり、戦略弾道ミサイルへの通常弾頭の搭載を条約で禁止することも試みた<sup>12</sup>。仮に通常任務に転換された I

---

<sup>8</sup> Alexei Arbatov and Vladimir Dvorkin, *Beyond Nuclear Deterrence: Transforming the U.S.-Russian Equation* (Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2006), p. 93などを参照。

<sup>9</sup> たとえば、Ivo Daalder and Jan Lodal, “The Logic of Zero: Toward a World without Nuclear Weapons,” *Foreign Affairs*, vol. 87, no. 6 (November/December 2008), pp. 81-82などを参照

<sup>10</sup> Tim Reid, “President Obama Seeks Russia Deal to Slash Nuclear Weapons,” *Times*, February 4, 2009 <[http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/us\\_and\\_americas/article5654836.ece](http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/us_and_americas/article5654836.ece)>.

<sup>11</sup> Olga Oliker, Keith Crane, Lowell H. Schwartz and Catherine Yusupov, *Russian Foreign Policy: Sources and Implications* (Santa Monica: RAND, 2009), pp. 162-174.

<sup>12</sup> Amy F. Woolf, “The New START Treaty: Central Limits and Key Provisions,” *CRS Report for*

C B M・S L B Mが新S T A R Tの対象外となれば、それらは米国が核弾頭を再搭載する能力にもなり、またP G Sが数的にも質的にも向上すれば、ロシアの対米報復能力を脅かし得ると懸念したためである。

対米報復能力の維持という点でロシアにとってより重要だったのは、米国の脱退通告に伴う2002年6月のA B M条約失効後、米国が積極的に推進してきたミサイル防衛計画に掣肘を加えることであった。ロシアは、新S T A R Tにミサイル防衛問題を法的拘束力のある形で盛り込むよう繰り返し主張するとともに、メドベージェフ (Dmitriy A. Medvedev) 大統領が「ミサイル防衛に触れることなく戦略核戦力について議論するのは狡猾である」<sup>13</sup>と述べたり、2010年2月に承認されたロシアの「新軍事ドクトリン」で「主要な国外の軍事的危機性」の一つに「グローバルな安定性を損ない、ミサイル・核分野で形成された力の相関関係を破壊する戦略的ミサイル防衛システムの構築及び展開」<sup>14</sup>をあげたりするなど、米国をさかんに牽制した。新S T A R Tの成立がS T A R T I失効に間に合わず、2010年4月にずれ込んだ最大の要因は、このミサイル防衛問題だった。

多分に繰り返しになるが、米露が近い将来、再び冷戦期のように対峙する可能性は低く、その意味では米国の対露軍事攻撃を抑止する手段としてロシアが対米報復能力を維持する重要性は低下している。しかしながら、米国によるロシアの旧勢力圏への進出や、米国が推進する「普遍的価値」のロシアへの強制などを懸念するロシアにとって、対米報復能力は、ロシアの死活的な利益の保全、独自の政治体制の維持、地域や国際社会での影響力の確保、あるいは米国に対する異議申し立てのために、依然として重要な役割を果たしている。冷戦後の国際システムで重視されるパワーの要素が多元化する中でも、核兵器の圧倒的な破壊力がパワーの較差を究極的には相殺する効果を持っており、特に確実な報復能力を保有する大国間では、核戦争の回避が国家の生存という至高の利益に資するため、一方の主張や要求を他国に強制・強要することが難しくなるからである<sup>15</sup>。それは、「核兵器が超大国および他の大国の死活的な利益を保証した」<sup>16</sup>という冷戦期の記憶であるとも言えよう。ブッシュ政権が構想した地上配備中間段階ミサイル防衛 (G M D) システムの東欧配備計画に対するロシアの反発も、かつての勢力圏における対露封じ込めや圧力行使のための米国による半永続的な軍事力の配備と捉えたことが理由の一つにあっ

---

*Congress*, R41219 (May 3, 2010), p. 17.

<sup>13</sup> “U. S. -Russia Nuclear Deal 95 Percent Agreed upon, *Reuters*, January 24, 2010 <<http://www.reuters.com/article/idUSTRE60N1FJ20100124>>.

<sup>14</sup> 「ロシアの新軍事ドクトリン (全文)」『ロシア政策動向』第29巻第5号 (2010年3月) 9頁。

<sup>15</sup> Richard J. Harknett, “State Preferences, Systemic Constraints, and the Absolute Weapon,” in T. V. Paul, Richard J. Harknett and James J. Wirtz, eds., *The Absolute Weapon Revisited: Nuclear Arms and the Emerging International Order* (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1998), pp. 47-72.

<sup>16</sup> T. V. Paul, “Power, Influence, and Nuclear Weapons: A Reassessment,” in T. V. Paul, Richard J. Harknett and James J. Wirtz, eds., *The Absolute Weapon Revisited: Nuclear Arms and the Emerging International Order* (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1998), pp. 21-22.

た。

ロシアによる米露軍備管理の「修正」の模索は、検証措置にも及んだ。ロシアが特に主張したのは、戦略弾道ミサイルの開発・生産を継続するロシアのみが対象となったSTART Iの措置、具体的には移動式ICBM生産施設（ボトキンスク）における監視、ならびに弾道ミサイル実験に際してのテレメトリー情報の提供を終了することだった。このうちテレメトリー情報の提供に関しては、この規定なしには米国上院での批准審議が複雑化すると米国の主張に対して、ロシアは米国のミサイル防衛実験のテレメトリー情報と交換するよう提案したとされる<sup>17</sup>。

もちろん、オバマ政権がロシアの要求、とりわけPGSやミサイル防衛に対する制約を安易に受け入れたわけではなかった。核兵器への依存の縮小と抑止力の維持を両立させるべく通常戦力の重視を打ち出すオバマ政権にとって、それらは拡散するWMDや弾道ミサイルに対応する重要な兵器体系だからである。加えて、米国では条約の批准に上院での3分の2の賛成が必要で、新STARTの批准にあたっては共和党議員の支持を得ることが不可欠な中、共和党保守派を中心にPGSやミサイル防衛が新STARTで制限されてはならないとの強い主張もあった。それでも、新START交渉過程、あるいは成立した条約の内容を見ると、オバマ政権のロシアに対する配慮が少なからず見受けられたのである。

冷戦後の米露軍備管理はこれまで、ロシアが多分に米国に妥協する形で進んできた。そこには、米露間のパワーの較差、米国の米露軍備管理への関心の低下、さらには戦略核戦力の数的均衡を欲するロシアにとっての米露軍備管理条約の重要性の高さが反映されていた。その好例が、米国によるABM条約脱退、ならびにSORTの締結を巡る動向であった。ロシアは、米国のABM条約脱退通告に対する批判を抑制的なものに留め、戦略核戦力の急激な増強など対抗措置をとることもなく、逆に半年後には米国とSORTを締結した<sup>18</sup>。

しかしながらロシアは、2000年代後半になると、イラク戦争後の米国のパワーの低下、ならびにエネルギー資源価格の高騰によるロシア経済の好転などを背景に、再び「大国」としての自信を取り戻していった。それは、近隣諸国に対する天然ガスの供給一時停止や値上げ要求、あるいは2008年8月のグルジア侵攻といった「大国外交」の復活、ブッシュ政権への強い批判、さらには2009年5月に公表された「2020年までのロシア連邦国家安全保障戦略」冒頭での「20世紀末の体系的な政治的及び社会経済的危機の影響を克服した」<sup>19</sup>との記述にも現れていた。

逆に、オバマ政権が打ち出した多国間協調主義は、米国の相対的なパワーの低下

---

<sup>17</sup> John Rogin, “Rocket Data Dispute Still Unresolved in U.S.-Russia Nuke Talks,” *Foreign Policy*, January 13, 2010 <[http://thecable.foreignpolicy.com/posts/2010/01/13/rocket\\_data\\_dipsute\\_at\\_the\\_heart\\_of\\_us\\_russia\\_nuke\\_talks\\_delay](http://thecable.foreignpolicy.com/posts/2010/01/13/rocket_data_dipsute_at_the_heart_of_us_russia_nuke_talks_delay)>.

<sup>18</sup> 米国によるABM条約脱退、ならびにSORTの締結を巡る米露の動向に関しては、拙稿「米露間軍備管理問題——『新しい戦略関係』への移行と課題」松井弘明編『9.11事件以後のロシア外交の新展開』（日本国際問題研究所、2003年）27-59頁を参照。

<sup>19</sup> 「2020年までのロシア連邦国家安全保障戦略」2009年5月12日（邦訳は『ロシア月報』第791号（2009年5月）139-169頁）。

に伴い、秩序管理において主要国からの協力を得る必要性が高まっているとの認識を反映したものとも言えた。特に、米国にとって喫緊の課題であるアフガニスタン問題やイラン問題などへのロシアの協力を得たいと考えた米国は、従前以上にその梃子となり得る米露軍備管理の成立を求めているように思われる。そこに、オバマ大統領による「核兵器のない世界」の唱道、さらには遅くとも2010年5月のNPT再検討会議開催までには新STARTを成立させたいとの同政権の思惑が加わる。ロシアが強く反対していた米国によるミサイル防衛東欧配備計画をオバマ政権が2009年9月に修正した理由の一つにも、ロシアへの配慮、そして新START交渉促進がなかったとは考えにくい。もちろん、二国間のバランスがロシアに決定的に傾いたわけではなく、ロシアが対米「異議申し立て」、あるいはソフトバランスング以上の態度を示し得たわけではなかった。それでも、冷戦後の米露軍備管理交渉ではおそらく初めて、ロシアが不利でない状況の中で、新START交渉が進んでいったように思われる。

## 2. 新STARTの概要

### (1) 戦略攻撃兵器の「削減」

新STARTでは、発効から7年後(条約の有効期限は10年で、最大5年間の延長が可能)に、米露が配備するICBM、SLBMおよび戦略爆撃機を700基・機、また配備・非配備を合わせたICBM発射基、SLBM発射基および戦略爆撃機を800基・機とすること、ならびに配備ICBM・SLBMに搭載される弾頭(warheads)および配備戦略爆撃機に搭載される核弾頭(nuclear warheads)を1,550発とすること(第2条1項)、戦略攻撃兵器の構成および構造はそれぞれが決定すること(同3項)と定められた。

1,550発という戦略(核)弾頭数は、条約上はSORTから150~650発の「削減」となる。しかしながら、新STARTでは、ICBMおよびSLBMについては実際に搭載された弾頭数が数えられるのに対して、戦略爆撃機に関しては1機につき1発の核弾頭を搭載すると見なして計算される(第3条2項)<sup>20</sup>ことから、戦略爆撃機に最大限搭載可能な核弾頭(6~20発)を搭載して配備すれば、米露は実際には、新START、場合によってはSORTの規定よりも多い戦略(核)弾頭を配備し得る<sup>21</sup>。

交渉を担当したゴッテモラー(Rose E. Gottemoeller)米国務次官補は、戦略爆撃機に関して上述のような計算方法が規定された理由に、両国が現在、通常

<sup>20</sup> START Iでは実際の配備戦略弾頭数ではなく、戦略運搬手段に搭載されると見なされる弾道数をあらかじめ割り当てて計算した。このうち、戦略爆撃機との関連では、長距離巡航ミサイルを搭載しない爆撃機の弾頭数は1発、またこれを搭載する爆撃機の弾頭数は10発として計算される。これに対してSORTは、実際の(実戦)配備戦略核弾頭数を計算すると定めた。

<sup>21</sup> Hans Kristensen, "New START Treaty Has New Counting," *FAS Strategic Security Blog*, March 29, 2010 <<http://www.fas.org/blog/ssp/2010/03/newstart.php>>. この計算方法を米露の現在の戦略核戦力にあてはめると、米国は1,650発(実際は2,100発)、ロシアは1,740発(実際は2,600発)の戦略核弾頭しか配備していないことになるとも指摘されている(Ibid.)。

(day-to-day) は戦略爆撃機に核兵器を搭載しておらず、配備数が「ゼロ」にならないよう任意の数字を割り当てる必要があったことを挙げている<sup>22</sup>。他方、米国が戦略爆撃機についても実際に配備された弾頭数を計算するよう提案したのに対して、ロシアは爆撃機の兵器貯蔵庫に対する現地査察の実施を防止すべく、これに反対したとも伝えられている<sup>23</sup>。

表1：米国の戦略核戦力（推計）

	運搬手段	2010年推計		新START履行完了後の戦略核戦力		
		発射基	配備弾頭数	発射基（配備・非配備）	配備発射基	配備弾頭数
ICBM	ミニットマン III	450	500	450	420	420
SLBM	トライデント	336	1,152	288	240	1,070
戦略爆撃機	B-52	76	300	44	42	42
	B-2	18	200	18	18	18
計		880	2,152	800	700	1,550

出典) Woolf, “The New START Treaty,” p.19; Robert M. Gates, Secretary of Defense, “Statement,” Before the Senate Foreign Relations Committee, May 18, 2010.

表2：ロシアの戦略核戦力（推計）

	運搬手段	2010年推計		新START履行完了後の戦略核戦力		
		発射基	配備弾頭数	発射基（配備・非配備）	発射基（配備）	配備弾頭数
ICBM	SS-18	68	680	68	20	200
	SS-19	72	432	0	0	0
	SS-25（移動式）	180	180	0	0	0
	SS-27（移動式）	13	13	27	27	27
	SS-27（固定式）	50	50	60	60	60
	RS-24（移動式）	0	0	85	85	340
SLBM	SS-N-18	64	192	0	0	0
	SS-N-23	96	384	64	64	256
	ブラバ	0	0	64	64	384
戦略爆撃機	ブラックジャック	14	168	13	13	13
	ベア	63	688	63	63	63
計		620	2,787	444	396	1,325

出典) Woolf, “The New START Treaty,” p.20.

戦略運搬手段の規模については、2009年7月の「START後継条約に関する共通理解」では、ロシアが求める500基・機と米国が主張する1,100基・機の双方が併記されていたが、条約ではその中間に近い数字が示された。新STARTではSTART Iからのほぼ半減が規定され、また配備のみならず非配備のものを含めた数的制限を課した点は新しい。ただ、米国の配備戦略運搬手段は現状で880基・機、ロシアのそれは620基・機と見積もられ、ロシアは新STARTの下で戦略運搬手

<sup>22</sup> Rose E. Gottemoeller, Assistant Secretary of State for Verification, Compliance, and Implementation, “Opening Statement,” to the Senate Foreign Relations Committee, June 16, 2010.

<sup>23</sup> Kristensen, “New START Treaty Has New Counting.”

段を削減する必要はなく、米国もわずかな削減で条約の数的制限を満たすことができる。また、新STARTには、MIRV化ICBMに関する数的・質的な制限は課されていない。この点を含め、戦略攻撃戦力の構造や構成に関して高い柔軟性を容認するという新STARTの規定はSORTを踏襲するものだが、MIRV化ICBMを戦略核戦力の中心とするロシアにとっても好ましい規定であった。

こうして見ると、新STARTは、米露の戦略攻撃戦力の現状を多分に追認したに過ぎないとも言える。それは、1,500発規模以下への戦略核弾頭の削減に消極的だったロシアと、戦略運搬手段の大幅削減に反対した米国の双方の主張が反映されたことによるものであった。

基本的義務との関係で留意すべきは、米国が計画するPGSへの含意である。条約では、弾頭数に関して、戦略爆撃機については「核弾頭」と明記するのに対して、ICBMおよびSLBMについては「弾頭」とのみ記述し、また戦略運搬手段に関しては、戦略爆撃機を8,000km以上の航続距離を有し、長距離「核」空中発射巡航ミサイル(ALCM)を搭載するものと定義するのに対して(議定書第1部23項)、ICBMについては射程距離が5,500kmを超える地上配備弾道ミサイル(議定書第1部37項)、SLBMについては潜水艦に含まれ、あるいは潜水艦から発射される射程距離が600kmを超える弾道ミサイル(議定書第1部77項)を意味するとされ、核任務と通常任務とが区分されているわけではない。このため、通常弾頭を搭載するICBMおよびSLBM、ならびにその通常弾頭も数的制限の対象に含まれることになる。

こうした新STARTの規定に対して、米国は、条約が長距離通常弾道ミサイルの開発・配備を禁止しておらず、弾頭数の上限もPGS計画に適合し得るものだとし、またSTART Iでも長距離弾道ミサイルとこれに搭載される弾頭は核・非核の区分はなされなかったと説明している<sup>24</sup>。ただ、START I締結時にはPGSに類する計画はなく、核・非核を区分しなかったのは、戦略運搬手段および弾頭の計算と検証措置の複雑化を回避するとの意図によるものであった。これに対してSORTは、戦略「核」弾頭数に限定して数的規制を課していた。PGSの重要性や数が新STARTの有効期限内に高まる可能性もあることを考えると、米国は新STARTにおいて、既存の計画を脅かさない範囲でロシアへの配慮を示したと見ることもできよう。

## (2) ミサイル防衛問題

ロシアが新START交渉でPGS以上に重視したミサイル防衛問題について

---

<sup>24</sup> Bureau of Verification, Compliance, and Implementation, “Conventional Prompt Global Strike,” Fact Sheet, U.S. Department of State, April 8, 2010 <<http://www.state.gov/t/vci/rls/139913.htm>>. なお、米国が3月27日に示した条約の概要では、米国のミサイル防衛計画や長距離通常攻撃能力の実験、開発あるいは配備に対するいかなる制約も含んでいないとしていた(Office of the Press Secretary, “Key Facts about the New START Treaty,” March 26, 2010 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/key-facts-about-new-start-treaty>>).

は、まず条約の前文で、「戦略攻撃兵器と戦略防御兵器の間の相互関係の存在を認識」するとし、「この相互関係は戦略核兵器が削減されるに従いより重要になること、ならびに現在の戦略防御兵器は両当事国の戦略攻撃兵器の有用性および有効性を損なわないこと」という、両国の立場が併記された。条約本文では、「地表に位置しない物体を迎撃およびカウンターするためにのみ開発および実験されるミサイルは、この条約の条項を適用する弾道ミサイルとは見なされない」（第2条7項(a)）とし、ミサイル防衛の迎撃ミサイルを新START下の数的制限に含まないことが明記された。また、ICBM発射基およびSLBM発射基をミサイル防衛インターセプターの配置（placement）のために転換あるいは使用すること（条約署名以前になされたものを除く）、ミサイル防衛インターセプターの発射基をICBMおよびSLBMの配置のために転換あるいは使用することを、それぞれ禁止した（第5条3項）。

その第5条3項は、戦略核戦力あるいはミサイル防衛戦力を急速に増強する能力（ブレイクアウト能力）を米国が持つことへのロシアの懸念を緩和するとともに、ミサイル防衛用インターセプターを新STARTの査察の対象外にするとの米国の狙いにも適うものであった<sup>25</sup>。また米国は、第5条3項の規定は、米国の既存の地上配備迎撃ミサイル（GBI）には適用されず、ICBMサイロの追加的な転用、あるいはSLBM発射基の転用の計画もないため、将来的にもそのミサイル防衛計画に影響を与えることはないとしている<sup>26</sup>。

むしろ、米露間で問題の種として残り得るのは、前文での言及であろう。もちろん、前文には法的拘束力はない。しかしながらロシアは、条約署名時に一方的声明を出し、新STARTは米国のミサイル防衛システム能力の質的・量的改善がないという条件において有効であり、条約からの脱退を規定した第14条3項で言及される「異常な事態」には、ロシアの戦略核戦力を脅かすような米国のミサイル防衛システム能力の改善が含まれるとした<sup>27</sup>。またロシア安全保障政策の専門家であるフョードロフ（Yury Fedorov）は、条約前文でなされたミサイル防衛に関する文言は「ロシアの外交的勝利」であったとして、以下のように論じている<sup>28</sup>。

「この文言では、すでに自明となっている戦略攻撃兵器と戦略防御兵器の相互関係を単に認識しているだけではない。『現在の戦略防御兵器は』米国の戦略攻撃兵器の『有用性及び有効性を犯さない』ことを認識したことで、クレムリンとホワイトハウスはともに、戦略防御兵器が攻撃兵器の『有用性及び有効性』を犯すような状況が訪れる可能性が想定されることを認めたので

<sup>25</sup> Woolf, “The New START Treaty,” p. 16.

<sup>26</sup> “Unclassified Statement of Lieutenant General Patrick J. O’Reilly, Director, Missile Defense Agency,” Before the House Armed Services Committee, Subcommittee on Strategic Forces, April 15, 2010.

<sup>27</sup> “Statement of the Russian Federation Concerning Missile Defense,” April 8, 2010 <<http://www.state.gov/documents/organization/140408.pdf>>.

<sup>28</sup> ユーリ・E・フョードロフ「ロシアの核政策」防衛省防衛研究所『主要国の核政策と21世紀の国際秩序』平成21年度安全保障国際シンポジウム報告書（2010年）72頁。

ある。これによりロシアは、いつでも望む時に、米国による戦略防衛プログラムを中止すべきと要求することができる」。

これに対して、米国家安全保障会議（NSC）のマッケオン（Brian McKeon）は、一方的声明の発表は米露（ソ）軍備管理の歴史において珍しくなく、ロシアの一方的声明はロシアの立場を明らかにしたに過ぎないとし<sup>29</sup>、クリントン国務長官も、米国はロシアの一方的声明に同意しておらず、拘束もされないこと、条約の前文はミサイル防衛計画にいかなる制約も加えないこと、「戦略攻撃兵器と戦略防御兵器の関連性」はSTART Iでも言及されていたことを強調した<sup>30</sup>。

しかしながら、米国は、上院での批准審議に影響を与え得るような条約前文での記述、あるいはロシアによる一方的声明の発出を抑え込めなかったと見ることもできよう。カイル（Jon Kyl）、リバーマン（Joe Lieberman）およびマケイン（John McCain）米上院議員は、ジョーンズ（James Johns）大統領補佐官（国家安全保障担当）に宛てた2010年2月17日の書簡で、ロシアが米国のミサイル防衛を脅威と感じた場合に条約からの脱退を可能にするような条項が含まれれば問題であり、一方的宣言であっても米国のミサイル防衛計画に対する圧力になり得るとの懸念を示していた<sup>31</sup>。2010年5月の米上院外交委員会公聴会では、共和党保守派の議員から、条約の文言は、米国がロシアの攻撃能力を脅かさない限りにおいて防御的なミサイル防衛を開発できると読め、米国のミサイル防衛を阻害する可能性があるとの懸念も表明された<sup>32</sup>。

### （3）検証措置

検証措置が規定されなかったSORTとは異なり、新STARTでは、配備・非配備の戦略運搬手段の数や位置、区分可能な特徴、配備運搬手段に搭載される弾頭数、戦略攻撃兵器の生産施設、貯蔵施設、修理施設、廃棄施設などに関するデータの交換および通告（第7条）、ICBMおよびSLBM発射に関するテレメトリー情報の均衡の原則（parity basis）での交換（第9条）、国家の検証技術手段（NTM）（第10条）、ならびに現地査察（第11条）が規定された。また、条約の目的および履行を促進するため、二国間協議委員会（BCC）を設置するとした（第12条）。以下では、現地査察およびテレメトリー情報の提供に焦点を当てて概観する。

まず現地査察は、2つのタイプに大別される。タイプ1の現地査察は、ICBM、SLBMおよび戦略爆撃機のそれぞれの基地において、配備・非配備の戦略攻撃兵

---

<sup>29</sup> Brian McKeon, “A New START in Prague,” *The White House Blog*, April 8, 2010 <<http://www.whitehouse.gov/blog/2010/04/07/a-new-start>>.

<sup>30</sup> Clinton, Secretary of States, “Congressional Testimony on the New START Treaty.”

<sup>31</sup> カイル上院議員らが宛てた2010年2月17日付の書簡は、<[http://www.foreignpolicy.com/files/fp\\_uploaded\\_images/20100217\\_letter\\_to\\_jones\\_start\\_fo\\_missile\\_defense.pdf](http://www.foreignpolicy.com/files/fp_uploaded_images/20100217_letter_to_jones_start_fo_missile_defense.pdf)>に掲載されている。

<sup>32</sup> Walter Pincus, “Republican Senators Take a Hard Line on New Arms Treaty with Russia,” *The Washington Post*, May 18, 2010 <[http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2010/05/18/AR2010051804632\\_pf.html](http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2010/05/18/AR2010051804632_pf.html)>.

器の数および種類、配備 I C B M・S L B Mに搭載された弾頭数、ならびに配備戦略爆撃機に搭載された核兵器の数に関して、申告されたデータの正確性の確認を目的として実施される。年10回を上限とし、1回の査察で1基の I C B Mまたは S L B M、あるいは3機の戦略爆撃機を相手国側がランダムに指定して査察を行う。

タイプ2の現地査察は、非配備戦略攻撃兵器、転換あるいは廃棄された戦略攻撃兵器などが対象となる。年8回を上限とし、非配備あるいは転換された発射基・ミサイルのある施設（搭載（loading）施設、貯蔵施設、修理施設、実験場、訓練施設）において、非配備 I C B M・S L B Mの数および種類に関する申告された技術的特徴やデータが正確であること、条約に合致しない目的で施設が用いられていないこと、ならびに固体燃料 I C B M・S L B M、移動式 I C B M発射基が条約の手続きに従って廃棄されたことの確認が行われる。

新 S T A R Tの現地査察は、戦略弾道ミサイルに搭載された実際の弾頭数を査察するという点では、S T A R T I以上に侵入度の高いものだが<sup>33</sup>、「厳格」だとは言い難い。査察の対象となる戦略運搬手段を相手国がランダムに選択することで違反の誘因を低減し得るが、それでも1年に査察される運搬手段の数は、10基（弾道ミサイルのみの場合）から30機（戦略爆撃機だけの場合）に限られる。また、S T A R T Iでは12タイプあった現地査察が、新 S T A R Tでは2タイプとなるなど簡素化された。移動式 I C B M生産施設における監視も、新 S T A R Tには盛り込まれなかった<sup>34</sup>。

テレメトリー情報の交換については、M I R V数や I C B Mの投射重量などや戦略弾道ミサイルの能力も厳しく制限した S T A R T Iとは異なり、新 S T A R Tは弾道ミサイルの能力に制限を課さないため、義務の遵守を確認する検証措置としての必要性は高くはなかった。それでも、これが条約に含まれ、その対象も I C B Mおよび S L B Mに限定され、ミサイル防衛は含まれなかったという点では、米国の意向に沿うものであった。しかしながら、戦略弾道ミサイルを開発・生産していない米国が、少なくともそのための実験を行うことはなく、データが提供されることはほぼないこと、そしてテレメトリー情報の交換は「均衡の原則」でなされることから、ロシアからもデータが提供される可能性は極めて低い。つまり、この条項が実際に実施される可能性は低いと言えるのである。

S T A R T Iは米ソが敵対する冷戦期に交渉され、その検証措置も条約違反の防止と探知を主眼としたため、一つの措置の失敗をカバーすべく冗長性にも配慮された詳細かつ厳格なものとなった。これに対して新 S T A R Tでは、米露がもはや敵対関係にはない中で、戦略攻撃戦力に関する一定の透明性の確保と信頼醸成を目的とする、S T A R T Iよりも簡素化された検証措置が構築された。それはまた、新 S T A R Tが S T A R T Iほど厳格な制限を戦略攻撃兵器に課していないことに

<sup>33</sup> S T A R T Iでは、1基・機に搭載されると見なされる弾頭数をあらかじめ条約で定めたため、実際に配備された弾頭に対する査察は規定されなかった。

<sup>34</sup> ボトキンスク・ミサイル生産工場での監視は、S T A R T I失効の時点で終了した。

適合させるものでもあった。こうした文脈にも位置付けられるとは言え、結果としてロシアは、不平等性を主張した2つの検証措置を新STARTから除外できたのである。

### 3. 米露軍備管理および国際秩序維持への課題

新STARTの成立は、検証措置の下での戦略核戦力削減の復活であり、戦略的安定や予見可能性を回復するものだと肯定的な評価も少なくない<sup>35</sup>。他方で条約は、オバマ大統領の言う「十分に大胆な新しい合意」だとは言い難い。交渉開始には至らなかったものの、第三次戦略兵器削減条約（STARTⅢ）の基本的枠組みを示すものとして米露が1997年3月に合意した「核戦略の将来の削減についてのパラメーターに関する共同声明」では、戦略核弾頭ストックパイルの透明性および戦略核弾頭の廃棄に関する措置を条約に盛り込むとし、また関連する措置として長距離海洋発射巡航ミサイル（SLCM）および戦術核システムに関して適切な信頼醸成措置・透明性措置を含む可能な措置、ならびに核物質の透明性に関する問題を検討することとされていたが、新STARTではそれらの問題がカバーされているわけではない。上述のように新STARTは、米露の戦略核戦力の実質的な削減を規定したというよりも、むしろ米露の戦略攻撃戦力に関する現状を成文化し、これに簡素化された検証措置を透明性・信頼醸成の観点から課すもので、米露による核兵器の「削減」という観点からすれば、次の実質的な措置に向けて「暫定的」に策定された条約であると言えた。それはまた、ロシアからみれば、冷戦後の米露軍備管理に対する「修正」あるいはその布石を可能にした条約であったとも思われる。

もちろん、「暫定的」な条約であること自体が、新STARTの意義を大きく損なうわけではない。ケリー（John F. Kerry）米上院外交委員長およびルーガー（Dick Lugar）同委員会上級委員が強調するように、検証措置の「復活」は、ロシアの戦略核戦力に関する情報へのアクセスの継続を可能にし、相互不信の抑制に資する<sup>36</sup>。また、新STARTの成立が国際秩序維持に寄与していくとすれば、あるいはオバマ大統領が述べ、また2010年4月に公表された「核態勢見直し」（NPR）報告でも明記されたように米露軍備管理が配備戦略核兵器だけでなく非戦略核兵器や非配備の核兵器を含む両国のすべての核兵器に対応するという、従来の二国間合意のスコープより広いものにするとの目標<sup>37</sup>の実現をもたらすとすれば、その意義は決

<sup>35</sup> たとえば、Daryl Kimball, “New START Good for U.S. and International Security, Deserves the Senate’s Support,” April 8, 2010 <<http://www.armscontrol.org/pressroom/NEWStartStatement>>; Steven Pifer, “New START: Good News for U.S. Security,” *Arms Control Today*, vol. 40, no. 4 (May 2010) <[http://www.armscontrol.org/act/2010\\_05/Pifer](http://www.armscontrol.org/act/2010_05/Pifer)>を参照。

<sup>36</sup> John F. Kerry, “Opening Statement at Hearing: ‘The New START Treaty: The Policy Makers’ View,” U.S. Senate Foreign Relations Committee, May 18, 2010; Dick Lugar, “Opening Statement for Hearing on the New START Treaty,” U.S. Senate Foreign Relations Committee, May 18, 2010.

<sup>37</sup> “Remarks by President Obama and President Medvedev of Russia at New START Treaty Signing Ceremony and Press Conference,” Prague, April 8, 2010 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-obama-and-president-medvedev-russia-new-start-treaty-signing-ce>

して小さなものではない。しかしながら、米露軍備管理の一層の進展、国際秩序維持への「間接的」な寄与が、ともに容易になし得るわけではないことが、新STARTの評価を難しくしているように思われる。

まず戦略核戦力の一層の削減に関しては、ロシアが1,500発以下への削減に関心を示していないだけでなく、米国にとっても安易に踏み切れる問題ではないことが、早期の実現を難しくしている。米国によるそうした削減には、核攻撃目標計画や運用政策の修正・変更、あるいは抑止力維持のための補完的措置が必要となろうが、それには少なからず時間を要しよう。またNPRでは、戦略核戦力の三本柱のいずれも米国の戦略態勢に重要な特徴を持つとして新STARTの下での維持を明記したが<sup>38</sup>、戦略核戦力の大幅削減によって三本柱の維持が難しくなる場合、どのような利点を犠牲にするかという考慮も必要になる。さらに、交渉では、対米報復能力の弱体化を防ぐため、あるいは相互抑止関係を維持すべく、米国のミサイル防衛やPGSへの実質的な制限を求めるロシアと、重要な損害限定能力、また核兵器への依存を低減する手段としてこれらを重視し、その制限に反対する米国との間の妥協は、より難しくなろう。特に、ミサイル防衛問題は、国内で強く批判される可能性もあり、米露とも容易には譲歩できない。

非戦略核戦力の削減も見通しは明るくない。ロシアは非戦略核戦力を、米国や北大西洋条約機構(NATO)に対する通常戦力の劣勢を補完する等価器(equalizer)、あるいは米国の欧州配備ミサイル防衛に対抗する能力などと位置づけて重視している<sup>39</sup>。加えて、ロシアは依然として5,000発以上の非戦略核兵器を保有し、500発ほどを保有する米国を大きく上回っており、このこともロシアが非戦略核兵器を削減する誘因を低くしている。米国が欧州NATO諸国に配備する航空機搭載核爆弾(150~240発)の撤去をロシアとの交渉のテコに用いるとの提案もあるが<sup>40</sup>、加盟国内には米国による一方的な撤去を求める主張や、逆にその維持の必要性を示唆する意見もあり、NATO内での調整には一定の時間を要しよう。しかも、ロシアは非戦略核兵器に幅広い役割を期待していることとも相俟って、米国の欧州配備非戦略核戦力のみならず、英仏の核戦力、米国・NATOのミサイル防衛、欧州通常戦力(CFE)制限条約、さらにはNATO拡大といった問題を含む、NATO・ロシア間の軍事・安全保障関係全体の中で非戦略核兵器の削減問題を考えなければならぬという難しさがある。

---

re>; U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, p. 30.

<sup>38</sup> U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, pp. 20-22.

<sup>39</sup> Simon Saradzhyan, "Russia's Non-Strategic Nuclear Weapons in Their Current Configuration and Posture: A Strategic Asset or Liability?" Belfer Center for Science and International Affairs, Harvard Kennedy School, January 2010, pp. 12-20.

<sup>40</sup> Oliver Thrant, "U.S. Nuclear Forces in Europe to Zero? Yes, But Not Yet," *Proliferation Analysis*, Carnegie Endowment for International Peace, December 10, 2008 <<http://www.carnegieendowment.org/publications/index.cfm?fa=view&id=22533&prog=zgp&proj=znpp>>; Franklin Miller, George Robertson and Kori Schake, "Germany Opens Pandora's Box," *Briefing Note*, Centre for European Reform, February 2010, p. 1.

さらに、新STARTを含め、実質的には運搬手段の管理や削減を主眼とした米露軍備管理に、安全保障上機微であるとして、また従前以上に厳格で侵入度の高い検証措置を講じることの難しさから先送りされてきた、核弾頭に関する実質的な管理、削減あるいは廃棄をいかにして組み込んでいくのか。また、米露による大幅な核削減に続く、他の核兵器保有国を含めた多国間の核軍備管理・軍縮をどのように組み立てていくのか。新STARTの「暫定性」には、NPT再検討会議までの成立を目指すという時間的制約の中で「新しい」軍備管理条約をとにかく策定するため、核兵器の実質的な削減、あるいはPGSやミサイル防衛などといった問題を含め、難問を先送りしたとの側面は否めない。先送りされた難問の解決に時間を要し、その間に米露軍備管理に関する具体的な措置が講じられないとすれば、新STARTは将来、「暫定的」というよりも、米露軍備管理の「停滞」を意味するものと位置付けられかねない。

新START後の米露軍備管理の難しさは、核不拡散体制の動向にも影響を及ぼそう。「核兵器のない世界」への過剰ともいえる国際社会の期待は、逆にその失敗や停滞に対する大きな失望へと変わり得る。このことが、核不拡散体制の強化を不調にし、その弱体化を招く一因となる可能性はゼロではない。

他方で米国は、米露軍備管理の進展が北朝鮮やイランの核拡散問題の解決、あるいは核不拡散体制の強化を自動的にもたらすわけではないとの現実にも向き合わなければならない。2010年NPT再検討会議は、「核兵器のない世界」に向けた機運の高まりと、新STARTの成立という、従来よりは好ましい雰囲気の中で開催されたにもかかわらず、国際原子力機関（IAEA）保障措置の強化、濃縮・再処理技術の拡散防止、NPT脱退問題や不遵守問題への対応といった不拡散措置の強化について具体的な強化策を打ち出せなかった。それは、新STARTや「核兵器のない世界」に向けた米国を含む核兵器国の取り組みへの不満もさることながら、個別の問題に対する非核兵器国の利害を反映するものでもあった。

加えて、核不拡散体制の不平等性を巡る問題の構造的な変化の影響も指摘される。核不拡散体制における不平等性は、もっぱら核不拡散と核軍縮の文脈で議論されてきたが、近年、ここに核不拡散義務の強制、ならびに原子力平和利用の制限の強化という要素が加わり、複雑化している<sup>41</sup>。それらの強化がもたらす「実質的」な不平等性の拡大を、核軍縮の進展によって補うことが難しくなりつつあるのである。とはいえ、ブッシュ政権期のように核軍縮を軽視して核不拡散の強化や強制のみを重視すれば、その正当性が問われ、核不拡散体制の強化に不可欠な国際社会の支持の獲得も難航しよう。

新STARTの国際秩序維持への「間接的」な寄与との関係でもう一つ挙げておくべきは、米露関係の動向であろう。米国は、米露関係の「リセット」が協調関係を発展させ、安全保障問題だけでなく経済、エネルギー、技術革新、人的交流など

<sup>41</sup> 秋山信将「核不拡散規範の遵守強化とアメリカ外交——執行・強制と実効的多国間主義」『国際政治』第150号（2007年11月）、91頁。

幅広い分野で多くの実績を上げてきたことを強調し<sup>42</sup>、また二国間大統領委員会も2010年4月までに100以上の会合が行われた。米国が提案したイランに対する4度目の国連安全保障理事会決議案は、新S T A R T成立後の2010年5月中旬にロシアを含む安保理常任理事国で合意され、翌月、安保理決議1929として採択された。さらに、2010年6月の米露首脳会談では、テロ対策、アフガニスタン、エネルギー、ロシアの世界貿易機関（W T O）加盟など11分野で共同声明が発出された。

ここまでの順調な米露協調関係（再）構築は、米露軍備管理が二国間関係に依然として少なからず影響を与える要素であることを示している。このことは同時に、ロシアが引き続き国際秩序に一定の影響力を持つ中で、米露軍備管理の不安定化が国際秩序に「間接的」な形で好ましくない影響をもたらす可能性があることを示唆している。米露軍備管理は、戦略戦力に関する米露の異なる関心を完全には網羅できず、米露間の対立の火種が残ることになる。しかしながら、それは、これまでに培われてきた米露間の取り組みを応用することで対応し得る問題でもある。

むしろ留意すべきは、米露軍備管理の国際秩序維持に対する「間接性」が、米露軍備管理や国際秩序に不安定化をもたらす可能性だと思われる。米露軍備管理の進展は、言うまでもなく米国が主導する国際秩序維持へのロシアの全面的な支持や協力をもたらすわけではない。そこには、当然ながらロシアの国益や関心が反映されるからである。そして、米露間で意見の相違や対立が高まる時、ロシアが米露軍備管理を再び異議申し立てやソフトバランシングの手段として用いることは十分に考えられよう。逆に米国の側からも、国際秩序維持におけるロシアとの「関係管理」の手段としての米露軍備管理に対する有用性への疑問、あるいは米露軍備管理を通じて米国の戦略態勢・戦力や安全保障政策が拘束されることへの不満が高まりかねない。ミサイル防衛東欧配備計画の見直しがロシアの圧力に屈して妥協した弱腰外交であるとの見方は根強く、新S T A R Tにも米国の攻撃・防御能力を弱体化させるものだとの批判が燻っている。

新S T A R Tは、米露軍備管理の一層の進展、ならびに国際秩序の維持における米露協調関係構築のさらなる発展の契機となり得るものであるが、その実現には、米露が細やかな対応や調整を続けていくことが不可欠だと思われる。

#### 4. おわりに

新S T A R Tは、ロシアが米露軍備管理の「修正」やその布石を、また米国が国際秩序維持への「間接的」な寄与を目的に構築された。両国の射程が現在と未来とに分かれ、戦略戦力に関する関心や主張も大きく異なる中で両国が合意し得たのが、「暫定的」な軍備管理条約であった。そうだとすれば、新S T A R Tの評価は、今後の米露軍備管理、米露関係、あるいは国際秩序の動向に多分に左右されることに

---

<sup>42</sup> “U. S. -Russia Relations: ‘Reset’ Fact Sheet,” Office of the Press Secretary, the White House, June 24, 2010 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/us-russia-relations-reset-fact-sheet>>.

なろう。そして、新STARTの成立がそれらの発展を保証するものではないとすれば、米露の一層の努力が必要となる。

米露軍備管理に関しては、戦略・非戦略核兵器の一層の削減には時間を要するとすれば、その間、可能な限り短いインターバルで、小さくとも米露がとり得る施策を打ち出していくことが求められよう。核戦力、PGSおよびミサイル防衛に関する透明性の向上、非戦略核兵器の貯蔵や輸送などでの安全性の強化、戦略核戦力に関する警戒態勢の低減、解体核から生じる余剰プルトニウムの処分の拡大、核弾頭の廃棄に関する検証措置の検討など、米露がなし得ることは少なくない。そうした取り組みはまた、「核兵器のない世界」に向けたモメンタムを維持することにもつながる。

加えて、米露軍備管理の一層の促進には、軍備管理の将来的な多国間化も視野に入れつつ、いかなる長期的なビジョンを持つか<sup>43</sup>、また冷戦期に定義された「戦略的安定」をいかにして21世紀の米露関係や安全保障環境に適合するよう再定義していくのかといった問題について、米露間の戦略対話を通じて認識のギャップを埋めていく作業も必要だと思われる。

最後に、米露関係については、軍備管理条約を通じて両国の抑止態勢や戦略戦力バランスを調整する重要性や緊急性が低下し、それ以外の様々な問題を含む政治的側面の重要性が高まってきたにもかかわらず、そこでの米露間の調整機能は発展途上にあり、依然として米露軍備管理に多くを負っているようにも見受けられる。国際秩序に重要な役割を担う米露が、多様かつ多元化する諸問題に適切に対応し、利害を調整するためのメカニズムを発展させ、その中に米露軍備管理の国際秩序に対する間接性を組み込んでいく努力が、秩序管理の安定化のためにも重要であろう<sup>44</sup>。

---

<sup>43</sup> *U. S. Nuclear Weapons Policy*, Independent Task Force Report, Council on Foreign Relations, No. 2 (April 2009), p. 32.

<sup>44</sup> 拙稿「米露軍備管理の秩序維持機能と制度的脆弱性」日本国際政治学会2009年度研究大会、2009年11月7日、〈<http://www.cpdnp.jp/pdf/003-03-014.pdf>〉。